

宮城県中小企業団体中央会

新型コロナウイルス感染症支援 〔金融支援〕

講師

渡辺 進也

有限会社まる進 代表取締役
中小企業診断士

本日の動画は令和2年4月29日現在の情報をもとに作成しております。制度の変更や書式が更新されることも予想されます。ご利用の際には最新の情報をご確認くださいようお願いをいたします。

資金繰り支援の概要



資金繰り支援の概要

条件		利用可能メニュー	概要	相談窓口	
売上高5%以上減少なら	指定738業種の場合	①セーフティネット5号	<ul style="list-style-type: none"> 借入債務の80%を信用保証協会が保証 2.8億円（別枠。⑨と共有） 要件を満たせば保証料・金利ゼロの対象 	お近くの民間金融機関 各信用保証協会	
		②新型コロナウイルス感染症特別貸付	<ul style="list-style-type: none"> 中小事業3億円、国民事業0.6億円(別枠) 設備20年、運転15年、うち据置5年以内 国民事業の利下げ及び利子補給は②④⑤⑥と共有 	日本政策金融公庫 <small>(沖縄の事業者の方は沖縄公庫へ)</small>	
		③商工中金等による「危機対応融資」	<ul style="list-style-type: none"> 3億円（別枠） 設備20年、運転15年、うち据置5年以内 	商工組合中央金庫等	
	★追加要件を満たせば 実質無利子・無担保の対象 利子補給対象上限 (日本公庫等) 中小事業1億円、 国民事業3,000万円 (商工中金) 危機対応融資1億円	小規模事業者の場合	④新型コロナウイルス対策マル経融資(拡充)	<ul style="list-style-type: none"> 1000万円（別枠） 設備10年(うち据置4年)、運転7年(うち据置3年)以内 国民事業の利下げ及び利子補給は②④⑤⑥と共有 	日本政策金融公庫 <small>(沖縄の事業者の方は沖縄公庫へ)</small>
			生活衛生関係営業 (旅館、飲食、理美容店など)の場合	⑤生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付	<ul style="list-style-type: none"> 6000万円（別枠） 設備20年、運転15年、うち据置5年以内 (運転資金は振興計画認定組合の組合員の方のみ) 国民事業の利下げ及び利子補給は②④⑤⑥と共有
		⑥新型コロナウイルス対策衛経(拡充)		<ul style="list-style-type: none"> 1000万円（別枠） 設備10年(うち据置4年)、運転7年(うち据置3年)以内 国民事業の利下げ及び利子補給は②④⑤⑥と共有 	日本政策金融公庫 <small>(沖縄の事業者の方は沖縄公庫へ)</small>
さらに、 売上高10%以上減少なら	生活衛生関係営業 (旅館、飲食、喫茶)	⑦衛生環境激変対策特別貸付	<ul style="list-style-type: none"> 1000万円（別枠） 運転7年、うち据置2年以内 	日本政策金融公庫 <small>(沖縄の事業者の方は沖縄公庫へ)</small>	
さらに、 売上高15%以上減少なら		⑧危機関連保証	<ul style="list-style-type: none"> 借入債務の100%を信用保証協会が保証 2.8億円（別枠） 保証料・金利ゼロの対象 	お近くの民間金融機関 各信用保証協会	
さらに、 売上高20%以上減少なら		⑨セーフティネット4号	<ul style="list-style-type: none"> 借入債務の100%を信用保証協会が保証 2.8億円（別枠。①と共有） 保証料・金利ゼロの対象 	お近くの民間金融機関 各信用保証協会	
減少幅に関係なく		⑩セーフティネット貸付	<ul style="list-style-type: none"> 中小事業7.2億円、国民事業0.48億円 設備15年、運転8年、うち据置3年以内 	日本政策金融公庫 <small>(沖縄の事業者の方は沖縄公庫へ)</small>	

1. 資金繰り支援

**(1) 政府系金融機関等による支援
(政策金融公庫、商工中金等)**



政府系金融機関の融資制度の概要

政府系金融機関による融資

融資による支援では、大きく分けて3段階の支援を実施。

金利引き下げなし

金利▲0.9引下げ

実質無利子融資

セーフティネット貸付

基準金利

【対象要件】

売上高等の要件はなし

新型コロナウイルス感染症特別貸付

新型コロナウイルス対策マル経融資

危機対応融資

【対象要件】

売上高▲5%以上減少

※個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）については、柔軟に対応

+

特別利子補給制度

特別貸付を利用した事業者
を対象に利子補給

【対象要件】

個人事業主（小規模）：要件なし

小規模（法人）：売上高▲15%減

中小企業：売上高▲20%減

政府系金融機関とは株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫等に代表される政策金融を実行する金融機関である。政策金融は、創業支援、事業再生、海外展開支援、新技術の導入、災害対応、リスクマネーの供給など、**公益性が高く、民間金融機関のみでは適切な対応が困難な分野**において、融資、投資、保証などの金融的手法によって、特定の政策目的を達成する政策実現手段である。この政策金融の担い手として、特別の法律によってそれぞれの政策目的を実現するために、政府出資を受けて設立された金融機関が、政府系金融機関である。政策金融の果たす重要な役割の一つが、**経済環境の大きな変化や大規模な災害などの危機時におけるセーフティネット機能**である。（参考）財務省ホームページ



【国民生活事業】「新型コロナウイルス感染症特別貸付」のお申込手続き

1 お申込

- ・お申込に必要な書類をご準備いただき、最寄りの支店までご郵送ください。

（ 支店の住所などは[こちら](#)、支店の担当地域は[こちら](#)
ご郵送いただく前に記載漏れや書類の入れ忘れがないかを今一度ご確認ください。
ご確認にあたっては、「[ご提出書類のチェックリスト](#)」をご活用ください。 ）

※ 最寄りの支店に直接ご提出いただくこともできますが、現在、大変多くのお申込を頂戴しており、お待ちいただくことがありますので、あらかじめご承知おきください。

また、一部の支店においては、お申込のご相談は予約制となっております。詳しくは[こちら](#)

※ [インターネット申込](#)もご利用いただけます。

（ お申込データ受付後、お申込に必要な書類についてはメールでご案内いたしますので、
後日郵送等でご提出をお願いいたします。 ）

2 ご面談

- ・資金のお使いみちや事業の状況などについてお話をお伺いします。
- ・営業状況等が分かる書類などをご準備いただきます。

3 ご融資

- ・ご融資が決まりますと、借用証書など、ご契約に必要な書類をお送りいたします。
- ・ご契約手続きが完了しますと、ご融資金をご希望の金融機関の口座へ送金いたします。



【国民生活事業】「新型コロナウイルス感染症特別貸付」のお申込時にご提出いただく書類

個人営業の方	① 借入申込書 （表面および裏面を両面印刷、または2枚とも出力のうえ、ご提出ください。） ※インターネット申込の場合は、借入申込書は不要ですが、「お申込データ受付確認」の受信メール（印刷したもの）の提出が必要です。	記入例	
	② 新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書 (Word) (PDF)	記入例	
	③ 最近2期分の確定申告書（一式）のコピー（注） （青色申告の方は青色申告決算書、いわゆる白色申告の方は収支内訳書を含みます。）	—	
	現在お取引がない方	④ ご商売の概要（お客さまの自己申告書） (Excel) (PDF)	記入例
		⑤ 運転免許証（両面）またはパスポート（顔写真のページ及び現住所等の記載のあるページ）のコピー	—
		⑥ 許認可証のコピー（飲食店などの許可・届出等が必要な事業を営んでいる方）	—
法人営業の方	① 借入申込書 （表面および裏面を両面印刷、または2枚とも出力のうえ、ご提出ください。） ※インターネット申込の場合は、借入申込書は不要ですが、「お申込データ受付確認」の受信メール（印刷したもの）の提出が必要です。	記入例	
	② 新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書 (Word) (PDF)	記入例	
	③ 最近2期分の確定申告書・決算書のコピー（勘定科目明細書を含みます。）（注）	—	
	現在お取引がない方	④ 法人の履歴事項全部証明書または登記簿謄本（原本）	—
		⑤ ご商売の概要（お客さまの自己申告書） (Excel) (PDF)	記入例
		⑥ 代表者の運転免許証（両面）またはパスポート（顔写真のページ及び現住所等の記載のあるページ）のコピー	—
		⑦ 許認可証のコピー（飲食店などの許可・届出等が必要な事業を営んでいる方）	—

（注） 税務申告が1期しか完了していない方は1期分をご準備ください。事業をはじめて間もない方で税務申告未了の場合はご提出の必要はありません。

※上記のほかに、ご面談の際に帳簿等の資料のご提出をお願いしております。

※設備資金をお申込の場合は、見積書をご提出ください。

法人の履歴事項全部証明書・登記簿謄本はオンラインや郵送でも申請できます。詳しくは[法務省ホームページ](#)をご覧ください。



政府系金融機関の書類記載例 (日本政策金融公庫国民生活事業の場合)

受付
月日
受付
番号

借入申込書

(一般貸付・特別貸付/生活衛生貸付用)
株式会社日本政策金融公庫
(国民生活事業)

借入申込書は、裏面の「公庫におけるお客さまの情報の取扱いに関する同意事項」にご同意のうえ、ご記入ください。

フリガナ) コウカワ ショウテン 法人名・商号(屋号)(ゴム印でもかまいません)	〒100-0004 区(03)-(3370)-(XXXX) フリガナ) テヨダク オオヤマ
株式会社 甲川商店	本店所在地 千代田区大町 1-9-4 (本店所在地の不動産) 所有(借入) <input checked="" type="checkbox"/>
フリガナ) コウカワ タロウ 個人事業主の方・法人代表者の方のお名前 (自署をお願いします(ゴム印は使用しないでください。))	〒100-0004 区()-()-() フリガナ) 同上 (営業所所在地の不動産) 所有(借入) <input type="checkbox"/>
甲川太郎 個人事業主の方・法人代表者の方 (性別) (男・女) (生年月日) 大平 平 令 46年 11月 X日	〒160-0033 区(03)-(3342)-(XXXX) フリガナ) シンジュク ニシンジヤ お申込または法人代表者の方のご住所 新宿区西新宿1-14-9 (所有(借入) <input type="checkbox"/>)
ビル・マンション名()号()	ビル・マンション名(西新宿14730)号()
お申込金額 500 万円	お申込人・代表者 (090)-(1234)-(XXXX) 携帯電話 上記以外の方()-()-()
お借入希望日 4 月 7 日	メールアドレス kougawa @ xxx.xx.xx
ご希望の返済期間 (元金据置期間を含みます) 5 年 元金 ① 希望なし 据置 2 令和 年 月まで希望	創業年月 明・大昭 令 10 年 4 月 (創業・創業予定 (個人で創業された後、法人を設立された方は、個人で創業された年月))
毎月のご返済希望日 ご希望の返済日に○を付けてください。 5日・10日 15日 20日・25日 末日 (金融機関によっては、ご利用いただけない日があります。)	業 種 菓子製造業(卸) 従業員数 4 人 (家族従業員を含みます)
ご希望の返済金のお支払方法 口座振替 (0000) 銀行(信用金庫) 信用組合・労働金庫	お申込人または法人代表者の方のご家族
資金のお使いみち (該当する項目に○を付けてください。) ① 商品、材料仕入 ② 店舗・工場 ③ 土地 ② 買掛、手形決済 ④ 機械設備 ④ 車両 ③ 諸経費支払 ⑤ その他 ④ その他	妻 甲川 和子 38 家業 長男 〃 一夫 13 中学1年 長女 〃 千波子 11 小学5年 二男 〃 二郎 9 小学3年
当公庫との取引 有(無) (全てが公庫をお知りになった経路が「プラダ」の場合は「有」を付けてください。)	

(注) 原則として、他の金融機関の借入金のお借換えにはご利用いただけません。

株式会社日本政策金融公庫 御中
(国民生活事業)

令和 年 月 日

<業歴が1年1ヵ月以上の方>
①と②を比較します。

<月の途中から売上が減少している方・
締日が月末でない方>
起算日が属する月を記載し、当該起算日から1
か月の売上高を記載してください。
(例) 3月25日から4月24日までの売上高を
記載する場合は、「令和2年3月」と記載

新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書

次表のとおり、新型コロナウイルスの影響により最近1ヵ月の売上高が5%以上減少していることを申告します。

	年月	金額
最近1ヵ月の売上高(①)	令和2年3月	① 1,234千円
□ 業歴が1年1ヵ月以上の方		
⇒ 前年(前々年)同期の売上高をご記入ください。		
前年(前々年)同期の売上高(②)	平成31年3月	② 1,567千円
□ 業歴が3ヵ月以上1年1ヵ月未満の方		
⇒ 過去3ヵ月間の平均売上高、令和元年12月の売上高または令和元年10月から令和元年12月までの平均売上高をご記入ください。		
過去3ヵ月間の平均売上高(③)		③ 1,530千円
最近1ヵ月の売上高	令和2年3月	1,234千円
2ヵ月前の売上高	令和2年2月	1,567千円
3ヵ月前の売上高	令和2年1月	1,789千円
令和元年10月から令和元年12月までの平均売上高(④)		④ 1,699千円
令和元年12月の売上高(⑤)		⑤ 1,456千円
令和元年11月の売上高		1,654千円
令和元年10月の売上高		1,987千円

(注) 1 業歴1年1ヵ月以上の方は、①の金額が②の金額と、業歴が3ヵ月以上1年1ヵ月未満の方は、①の金額が③、④または⑤の金額と比較して5%以上減少している方が対象となります。
2 確定申告決算書、試算表、売上帳等に基づき正確に記載してください。
3 後日、公庫から根拠資料の提出をお願いする場合がありますのであらかじめご了承ください。

<業歴が3ヵ月以上1年1ヵ月未満の方>

①と③、①と④または①と⑤のいずれかを比較します。

いずれか一方にチェックしてください。

「事業業者サポートマガジン」の登録上の注意事項(裏面)に同意したうえで、□に印をお付けください。

1. 資金繰り支援

(2) 民間金融機関を通じた支援



民間金融機関による信用保証付融資

※保証枠とは、制度上の保証限度額のことです。

セーフティネット保証4号・5号

一般保証とは別枠(2.8億円)で保証。4号は全国47都道府県を対象地域に100%保証、5号は影響を受けている業種を対象に80%保証。

危機関連保証

セーフティネット保証とは、さらに別枠(2.8億円)で、全国・全業種※を対象に100%保証。
※一部保証対象外の業種があります。

一般保証枠 (2.8億円)



SN保証枠 (2.8億円)



危機関連保証枠 (2.8億円)

信用保証付融資における保証料・利子減免

セーフティネット保証4号・5号・危機関連保証を利用して、一定の要件で制度融資を活用した事業者の保証料を減免し、かつ実質無利子化。



1. 資金繰り支援

(3) 宮城県、仙台市等の 制度融資の活用



▶ セーフティネット保証 4号の概要

期間：3月2日から6月1日までの認定分まで

資金使途：運転資金、設備資金

融資期間：**運転資金10年**(改正前7年)以内（**据置期間2年**(改正前1年)以内）、**設備資金15年**(改正前12年)以内（**据置期間2年**(改正前1年)以内）

融資限度額：**8,000万円**(改正前3,000万円)(原則無担保)

※無担保は他のセーフティ関連融資等と合わせて8,000万円まで

融資利率：1.3%

保証料：0.7%

※新型コロナウイルス感染症の影響により本融資を利用される場合、市が当初融資時の**保証料を全額補給**します。

売上20%以上減

- ・1年間以上事業を継続していること
- ・災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して**20%以上減少**しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること

▶ セーフティネット保証 5号の概要

期間：3月2日から6月1日までの認定分まで

資金使途：運転資金、設備資金

融資期間：**運転資金10年**(改正前7年)以内（**据置期間2年**(改正前1年)以内）、**設備資金15年**(改正前12年)以内（**据置期間2年**(改正前1年)以内）

融資限度額：**8,000万円**(改正前3,000万円)(原則無担保)

※無担保は他のセーフティ関連融資等と合わせて8,000万円まで

融資利率：1.3%

保証料：0.67%

※新型コロナウイルス感染症の影響により本融資を利用される場合、市が当初融資時の**保証料を全額補給**します。

売上5%以上減

- ・1年間以上事業を継続していること
- ・指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の月平均売上高等が前年比**5%以上減少**していること

その他、危機関連対策資金（15%以上減少することが見込まれること）の制度もあります



▶ セーフティネット保証 4号の概要

○次の要件に該当し、市町村長の認定を受けた中小企業者等 ※前年実績の無い創業者や、業容拡大した方について、認定基準の運用が緩和されています。(イ) 県内において1年間以上継続して事業を行っていること (ロ) 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること

▶ セーフティネット保証 5号の概要

○次の要件に該当し、市町村長の認定を受けた中小企業者等 ※前年実績の無い創業者や、業容拡大した方について、認定基準の運用が緩和されています。指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等※が前年同期比で5%以上減少していること

■ 支援内容 (融資条件)

償還期間 運転・設備資金 10年以内 (据置5年以内)

融資限度額 一企業 3,000万円

利率 年1.30%

利子補給 対象：売上高▲5%以上の個人事業主、売上高▲15%以上の小・中規模事業者

補給期間：当初3年間 (年1.30%)

対象限度額：3,000万円

保証料 年0.85%

保証料補助 個人事業主 売上高▲5%以上 保証料ゼロ
小・中規模事業者 売上高▲5%以上 保証料 1/2
小・中規模事業者 売上高▲15%以上 保証料ゼロ

その他、危機関連対策資金 (15%以上減少することが見込まれること) の制度もあります



▶ 書類の重要項目

1	事業開始年月日	平成 4 年 1 月 4 日
2	(1) 売上高等	
	(イ) 最近1か月間の売上高等	
	$\frac{B - A}{B} \times 100$	減少率 26% (実績)
	A : 災害等の発生における最近1か月間の売上高等	36,846,884円
	B : Aの期間に対応する前年1か月間の売上高等	49,876,842円
	(ロ) 最近3か月間の売上高等の実績見込み	
	$\frac{(B + D) - (A + C)}{B + D} \times 100$	減少率 24% (実績見込み)
	C : Aの期間後2か月間の見込み売上高等	90,000,000円
	D : Cの期間に対応する前年の2か月間の売上高等	117,973,792円

売上台帳、試算表等で確認があります。

▶ 提出書類、持参物例

- ・ 添付書類に記載した数値の根拠がわかる資料
(最近3カ月、または直近1か月間とその後2か月間と前年同期の試算表などの写し)
(月ごとの売上が分かる売上台帳、試算表、決算書等)
- ・ 【法人】履歴事項全部証明書(3か月以内に発行)
- ・ 【個人】許認可証等の写し又は最近の所得税の確定申告書の控えの写
- ・ 印鑑



売上を証明する書類

● 売上台帳の例

2020年3月度売上台帳

伝票番号	注文日	得意先コード	得意先名	商品コード	商品名	数量	単価	売上	消費税額
00001	1/10	00001	丸山マート	000-01	あおのりあじさい	25	250	6,250	313
00002	1/19	00002	西野ストアー	000-02	朝日かまぼこ	70	200	14,000	700

出所 マイクロソフトテンプレート「売上台帳」

● 試算表の例

有限会社まる進													
<u>損益計算書(月次推移)</u>													
2019/07~2020/06 (単位:円)													
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	合計
売上高													
【売上高合計】													

● 決算書の例

「法人事業概況説明書」

月別 18 月 別 の 売 上 高 等 の 状 況	売上(収入)金額		仕入金額	
	千円	千円	千円	千円
月				
月				
月				
月				
月				
月				
月				
月				
月				
月				
計				
前 期 の実績				

出所 国税庁ホームページより

2. 事業継続に困っている 中小・小規模事業者への支援

(1) 持続化給付金



持続化給付金の概要



持続化給付金

に関するお知らせ(速報版)

持続化給付金とは？

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、

事業全般に広く使える給付金を支給します。

給付額

法人は**200万円**、個人事業者は**100万円**

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

■売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上 × 12ヶ月)

給付対象の主な要件 ※商工業に限らず、以下を満たす幅広い業種が対象です。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が**前年同月比で50%以上減少**している事業者。
2. 2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。
3. 法人の場合は、
 - ①資本金の額又は出資の総額が10億円未満、又は、
 - ②上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下である事業者。

※2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などには特例があります。

※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

※詳細は、申請要領等をご確認ください。

相談ダイヤル

中小企業 金融・給付金相談窓口

0570-783183(平日・休日9:00~19:00)

※予算成立後、持続化給付金コールセンターも開設します。

※申請支援窓口の設置場所等については、詳細が決まり次第公表します。



「持続化給付金」を装った詐欺にご注意下さい

持続化給付金の申請方法

持続化給付金の申請手順

1

持続化給付金ホームページへアクセス！

持続化給付金

検索



スマホでもできる！

※令和2年度補正予算成立の翌日に開設予定！

2

申請ボタンを押して、メールアドレスなどを入力 [仮登録]

3

入力したメールアドレスに、メールが届いていることを確認して、**[本登録]**へ

4

ID・パスワードを入力すると**[マイページ]**が作成されます

● 基本情報 ● 売上額 ● 口座情報 を入力

法人・個人の基本事項と、ご連絡先

入力すると、申請金額を自動計算！

【通帳の写し】をアップロード！

5

必要書類を添付

- 2019年の確定申告書類の控え
- 売上減少となった月の売上台帳の写し
- 身分証明書の写し(個人事業者の場合)

※スマホなどの写真画像でもOK(できるだけきれいに撮ってください！)

申請

持続化給付金事務局で、申請内容を確認

※申請に不備があった場合は、メールとマイページへの通知で連絡が入ります。

通常2週間程度で、給付通知書を発送／ご登録の口座に入金



持続化給付金の入力項目

入力項目

持続化給付金を申請する場合、以下の情報の入力が必要になります

基本情報

①法人番号 法人番号を入れると登録情報が自動で表示されます

②屋号・商号・雅号 (フリガナ)

③本店所在地

- 郵便番号
- 都道府県
- 市区町村
- 番地・ビルマンション名等

④書類送付先 ③の本店所在地と同じ場合は省略可能

- 郵便番号
- 都道府県
- 市区町
- 番地・ビルマンション名等

⑤業種(日本産業分類) (選択式)

⑥設立年月日(法人)

⑦資本金(円)

⑧従業員数(名)

⑨代表者役職

⑩代表者氏名 (フリガナ)

⑪代表電話番号

⑫担当者氏名 (フリガナ)

⑬担当者電話番号

⑭担当者携帯番号

⑮担当者メールアドレス

⑯直近年度の売上金額

⑰決算月

⑱今年の売上減少月の金額

※このほかにも情報の入力が必要となる場合もあります

口座情報

①金融機関名 ②金融機関コード

③支店名 ④支店コード

⑤種別 ⑥口座番号

①履歴事項全部証明書など

②法人事業概況説明書

法人名	屋号()
	電話() -
法人番号	<input type="text" value="□□□□□□□□□□□□□□"/>

③国税庁法人番号公表サイト

社会保険・税番号制度
法人番号でわかる、つながる、ひろがる。

国税庁 法人番号公表サイト

English
サイトマップ(Site Map)

文字サイズ

ホーム (法人番号を検索) | お知らせ | 法人番号とは | ダウンロード Web-API | 英語表記の登録 | 各種手続 | よくある質問

このサイトでは、法人番号の指定を受けた者の1.商号又は名称、2.本店又は主たる事務所の所在地、3.法人番号(基本3情報)を公表しています。また、「基本3情報ダウンロード」画面より、データをダウンロードすることもできます。

● 新しく法人の設立登記をされた方へ ● ご利用方法(検索・閲覧、ダウンロード機能)について

名称・所在地などから調べる | 法人番号から調べる

商号又は名称 部分一致検索 前方一致検索

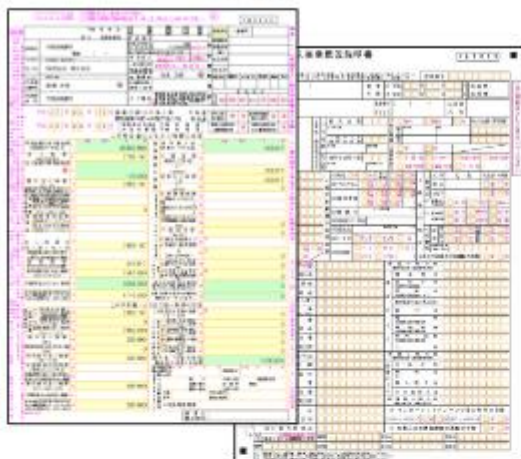
熟み仮名で検索(カタカナ)
 入力した文字そのまま検索



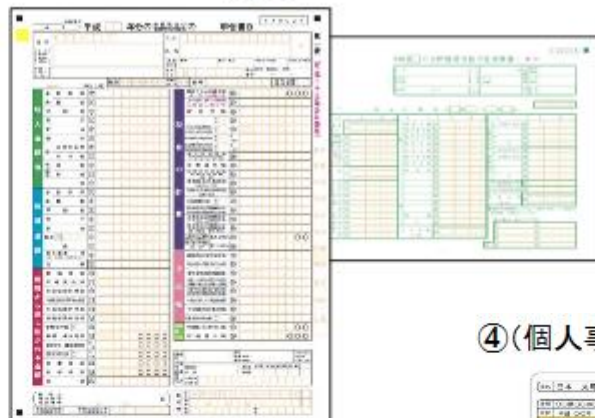
持続化給付金の添付書類

①2019年(法人は前事業年度)確定申告書類

法人



個人



※e-Taxを通じて申告を行っている場合、これらに相当するものを提出して下さい。

②売上減少となった月の売上台帳の写し



③通帳写し



④(個人事業者のみなさま)身分証明書写し



2. 事業継続に困っている 中小・小規模事業者への支援

(2) ものづくり・商業・サービス補助金



「ものづくり補助金」とは？

中小企業が経営革新のための設備投資等に使える

1,000万円・補助率 **1 / 2**（特別枠・小規模事業者なら **2 / 3**）の補助金です。

経営革新の類型

A1

新商品(試作品)
開発

例 避難所向け水循環型
シャワーを開発

A2

新たな生産方式
の導入

例 作業進捗を「見える
化」する生産管理シ
ステムを導入

B1

新役務(サービス)
開発

例 仮想通貨の取引シス
テムを構築

B2

新たな提供方式
の導入

例 従業員のスキルに応じて
顧客をマッチングするシ
ステムを導入

これまでの実績



「ものづくり補助金」が劇的変化！

10の
ポイント

01
通年で公募
3ヶ月おきに締切



3 3 3


02
事業実施期間が
倍増



5 months
10 months


5ヶ月→10ヶ月

03
必要な添付書類が
半分に



最大16点（必須6点）
→最大8点（必須3点）

04
公募要領の厚みが
4分の1に



86ページ→21ページ

05
あらゆる手続きが
100%電子化



70以上の補助金が共通
システム上で手続き可

06
対象経費を明確化



中古設備、副業兼業人材
を活用しやすく

07
賃上げ要件の追加



付加価値向上の成果を
従業員に還元

08
ルーキー優遇



過去に交付決定を
受けた者を減点

09
新型コロナウイルス
対応の特別枠を創設



補助率UP+経費拡充
+事前着手+要件緩和

10
収益納付を免除



十分な賃上げをした場合
等は収益納付を免除



申請に必要な書類は？

01

事業計画書

(具体的取組内容、将来の展望、数値目標等)

※様式自由、A4で10ページ程度

02

賃金引上げ計画の表明書

(直近の最低賃金と給与支給総額を明記し、それを引き上げる計画に従業員が合意していることがわかる書面【様式1】)

03

決算書等

(直近2年間の貸借対照表・損益計算書等)

04

その他加点に必要な資料 (任意)

成長性加点：経営革新計画承認書

政策加点：開業届 又は 履歴事項全部証明書
(創業又は第2創業の場合)

災害等加点：(連携)事業継続力強化計画認定書
自然災害による被害状況等証明書 (様式2)

賃上げ加点：特定適用事業所該当通知書
(被用者保険の適用拡大を行う場合)

※別途、基礎的な企業情報等は、電子申請システムに直接入力



どういう観点で審査される？

審査項目

A

技術面

- ① 取組内容の革新性
- ② 課題や目標の明確さ
- ③ 課題の解決方法の優位性
- ④ 技術的能力

B

事業化面

- ① 事業実施体制
- ② 市場ニーズの有無
- ③ 事業化までのスケジュールの妥当性
- ④ 補助事業としての費用対効果

C

政策面

- ① 地域経済への波及効果
- ② ニッチトップとなる潜在性
- ③ 環境配慮性
- ④ 新型コロナウイルス対応の有効性（特別枠の場合）

加点項目

①成長性加点

有効な期間の経営革新計画の承認を取得した（取得予定の）事業者

②政策加点

創業・第二創業後
小規模事業者 又は 間もない事業者
（5年以内）

③災害等加点

③-1「新型コロナウイルスの影響を乗り越えるために設備投資等に取り組む事業者（特別枠の申請者）」又は「令和元年度台風15号及び台風19号等の被災事業者（激甚災害指定地域に所在する者に限る）」
③-2「有効な期間の事業継続力強化計画の認定を取得した（取得予定の）事業者」

④賃上げ加点等

④-1「事業計画期間において、給与支給総額を年率平均2%以上増加させ、かつ、事業場内最低賃金を地域別最低賃金+60円以上の水準にする計画を有し、従業員に表明している事業者」又は「事業計画期間において、給与支給総額を年率平均3%以上増加させ、かつ、事業場内最低賃金を地域別最低賃金+90円以上の水準にする計画を有し、従業員に表明している事業者」
④-2「被用者保険の適用拡大の対象となる中小企業・小規模事業者等が制度改革に先立ち任意適用に取り組む場合」